

関東地方整備局告示第371号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年8月15日

関東地方整備局長 中島 威夫

第1 起業者の名称 東京電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線犀川線保全事業（長野県長野市信更町吉原地内）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 長野県長野市信更町吉原字須牧、字北野峯及び字峯地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県上水内郡信州新町大字上条地内の新町開閉所から同県北安曇郡松川村地内の松川開閉塔までの亘長25.875kmの区間を全体区間とする昭和29年に建設された特別高圧送電線犀川線（以下「本送電線」という。）の送電線路のうち、No.4鉄塔（長野県長野市信更町吉原字須牧地内）からNo.5鉄塔（長野県長野市信更町吉原字峯地内）までの特別高圧送電線犀川線保全事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第3条第1項の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。また、本件事業に要する資金を自己資金により調達していることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、山梨県全域（一部地域を除く。）に電力を供給する東山梨変電所に接続する系統と、埼玉県の一部及び群馬県の一部の地域に電力を供給する奥秩父変電所に接続する系統を連系する本送電線の送電線路を保全するための事業である。

東山梨変電所の変圧器 2 台の内の 1 台が事故により停止した場合、一方の変圧器を定格出力が大幅に超過する状態で運転することとなる。変圧器がともに停止すると、山梨県全域（一部地域を除く。）が停電してしまうため、東山梨変電所の負荷を軽減する手段として、本送電線を用いて、安定した電力を供給することができることとなる。

なお、本件事業は、既存の送電線路を保全するための事業であることから、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、送電線路が周辺環境に影響を与える恐れのあるものとして、電界、磁界及び送電線路に起因する音が考えられる。

まず、電界については、本送電線の送電線路が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に定める基準値を下回るように施設されていることが認められる。

また、磁界及び送電線路に起因する音については、起業者である東京電力株式会社が任意に調査しており、磁界については、本送電線の送電線路から生じる磁界の強さの最大値が世界保健機関が示している見解における数値及び国際非電離放射線防護委員会のガイドラインにおける規制値を大きく下回っていることが認められる。

さらに、送電線路に起因する音については、測定を行っているが、送電線路からの直接の音は感知されず、影響は少ないと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業地内の動植物への影響については、起業者が長野県生活環境部環境自然保護課及び長野市環境部環境管理課に照会したところ、重要な動植物は確認されていないとの回答を得ていることから、少ないと予測される。

さらに、埋蔵文化財包蔵地の存否については、起業者が長野市埋蔵文化財センターに照会したところ、本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存在しない旨の回答を

得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線路を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本送電線が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法として、本件事業のルートその他

本送電線のルートを西側に振る案

本送電線のルートを東側に振る案

本送電線 No. 5 鉄塔を位置換えするルート案

が考えられるが、及び案とも鉄塔を新設又は移設するための土地が新たに必要となること、また、送電線の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、本送電線の施設をそのまま使用する本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本送電線は、送電設備の事故による供給支障を回避するため、送電線間を連系することにより、電力供給を安定させる役割を担っている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本送電線は土地の上空を通過するものであり、送電線下の土地については、

一定の土地利用が可能であることから、収用ではなく使用にとどめられており、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長野県長野市役所